

返済義務

1. 採用決定者が、入社辞退又は自己都合により退職した場合、乙は、甲に対し、次の各号の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。
 - ① 入社後 1 ヶ月未満の場合：本件報酬の紹介料 80%
 - ② 入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合：本件報酬の紹介料 50%
2. 採用決定後に、甲が自己都合により採用の取消を行った場合、乙は発生した損害に応じた額を甲に請求するとともに、甲は採用決定者に対して一月分の給与額として 18 万円を採用決定者に支払うものとする。